

山梨県公報

第千三百三三号

平成十四年

七月十一日

木曜日

目次

救急病院等の認定の一部改正	三七一
道路の区域変更	三七一
道路の供用開始	三七一
建築基準法に基づく道路位置指定	三七一
字の区域変更	三七二
土地改良事業施行の同意	三七二
使用料の収納事務の委託	三七二
公告	三七二
特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)	三七二
公安委員会	三七二
遊技機の型式の検定	三七三

告示

山梨県告示第百八十六号

救急病院等の認定(平成十二年山梨県告示第百九十号)の一部を次のように改正する。

平成十四年七月十一日

山梨県知事 天野 建

一の表中、「医療法人社団青虎会カイ虎ノ門整形外科」を「医療法人社団青虎会カイ虎ノ門整形外科胃腸科外科」に改める。

山梨県告示第百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十四年八月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年七月十一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川大門山梨自転車道線
- 三 道路の区域

山梨県知事 天野 建

区	間	敷地内	
		新	旧
東八代郡石和町大字川中島笛吹川右岸堤防敷地内	旧別の敷地の幅員(メートル)	二・〇〇	二・〇〇
	延の敷地の幅員(メートル)	二・〇〇	三・〇〇

山梨県告示第百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十四年八月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年七月十一日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区	間	延の敷地の幅員(メートル)	供用開始の期日
県道	市川大門山梨自転車道線	東八代郡石和町大字川中島笛吹川右岸堤防敷地内	川中島笛吹	三〇・〇	平成十四年七月十一日

山梨県告示第百八十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年七月十一日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の位置 中巨摩郡若草町藤田字白土井二二六九番一号
- 二 道路の幅員

最大 六・〇メートル 最小 六・〇メートル
三 道路の延長
五十五・九二メートル

山梨県告示第二百九十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、石和町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた。なお、この処分は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証の日からその効力を生ずる。
平成十四年七月十一日

山梨県知事 天 野 建

変更前の字の区域	変更後の字の区域
大字小石和字手川先の全部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部	大字小石和字横田
大字小石和字稲子田の全部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部	
大字小石和字光安の全部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	
大字小石和字下河原の全部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	
大字小石和字高田の全部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	
大字小石和字河原の全部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	

山梨県告示第二百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十四年六月十九日に土地改良事業（北地区基盤整備促進事業）の施行について同意した。

平成十四年七月十一日

山梨県知事 天 野 建

山梨県告示第二百九十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。
平成十四年七月十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 委託の相手方
甲府市下飯田一丁目十三番二十三号 財団法人山梨県交通安全協会
- 二 委託に係る使用料
パーキングチケット発給設備の使用料
- 三 委託の期間
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成十四年七月十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 申請のあつた年月日 平成十四年七月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 スペースふう
 - 2 代表者の氏名 永井寛子
 - 3 主たる事務所の所在地 南巨摩郡増穂町天神中条百七十七番地
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、リサイクル品・無添加食品を提供することで大量消費・大量廃棄の生活を見直し、食の安全性について考えるきっかけづくりを提供するとともに、環境、福祉、教育、文化の活動を通して地域社会のコミュニケーションを図り、地域活性化の一翼を担うことを目的とする。

特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
 平成十四年七月十一日

山梨県知事 天野 建

- 一 申請のあった年月日 平成十四年七月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 日本ラオス協会山梨
 - 2 代表者の氏名 加藤柳三
 - 3 主たる事務所の所在地 中巨摩郡檜形町小笠原七十四番地
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、ラオス人民民主共和国の国民に対して支援活動に関する事業を行い、その地域の人々の福祉向上に寄与することを目的とする。

公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 昭和二十三年法律第百二十一号（第二十号第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年七月十日までとする。
 平成十四年七月十一日

山梨県公安委員会
 委員長 古屋 忠彦

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	遊技機の種類及び区分	型式名	製造者又は輸入者名	検定番号
株式会社平和 代表取締役		ぱちんこ遊技	CR・ラ	株式会社	二〇〇二七七

中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	機則第六条第一号イ（別表第一種特別電	ア タ キ ー ズ	平和	二〇〇三三六
高砂電器産業株式会社 代表取締役 石井治夫 大阪府大阪市中央区南船場二丁目九番一四号	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ（別表第五）	セ ブ イ ン バ ル 3 0	高砂電器産業株式会社	二四〇二五六
高砂電器産業株式会社 代表取締役 石井治夫 大阪府大阪市中央区南船場二丁目九番一四号	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ（別表第五）	セ ブ イ ン バ ル	高砂電器産業株式会社	二四〇二五三
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二種特別電	Ｃ Ｒ に や ん ド リ ー ム	株式会社藤商事	二〇〇三〇〇
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一種特別電	Ｃ Ｒ フ ィ ー バ ー フ ィ ー ウ ッ テ ッ 	株式会社三共	二〇〇三三八
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一種特別電	Ｃ Ｒ フ ィ ー バ ー フ ィ ー ウ ッ テ ッ 	株式会社三共	二〇〇三三〇
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一種特別電	フ ィ ー バ ー フ ィ ー ウ ッ テ ッ 	株式会社三共	二〇〇三三一
株式会社ニユーギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一種特別電	Ｃ Ｒ お お じ 	株式会社ニユーギン	二〇〇三三二

三丁目五六番地

一号イ(別表
第一種特別電
動役物)

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニ手印刷 甲府市北口二丁目六番